

第49回「上海IPG」会合

日時 2010年11月17日(水) 14:00

場所 上海龍之夢麗晶大酒店 4階 Ball Room A

第1部 各種連絡事項

①□規メンバーご紹介

○司会 それでは第49回上海 IPG 会合を始めさせていただきます。皆様お集まりいただきまして有難うございます。お配りしている資料の確認を最初にさせていただきます。皆様に配布の冊子としてこちらの実用新案権の判例の評釈資料と、それから模倣品表示巧妙化の傾向と分析に関する調査報告書、こちらは昨年度の農薬ワーキンググループの活動で作成したものです。それから議事次第と配布資料一式、もし落丁等がございましたら事務局の方まで後ほどご指摘いただければと思います。それでは議事に沿って進めさせていただきます。

まず、連絡事項として、新規メンバー様のご紹介から始めさせていただきます。今回は5社から自己紹介いただきます。最初にトステムの小林様、前までお出ましかけていただけますでしょうか。

(トステム 小林氏)

トステムの小林と申します。上海に来て一年になります。
トステムは細々と4年ぐらい前から営業活動をしておりました。
今年は万博に出させていただきます、全社をあげて販売活動を進めているところですが、まだまだ売り上げ規模も小さいので、模倣品の問題になることも少なく、逆に早く真似していただきたいといったところです。
ただ、こういった問題が起きる前に勉強させていただこうと思い、今回出席させていただきました。今後ともよろしく願い致します。

○司会 ありがとうございます。続きましてサンリオの仲村様、お出ましかけていただけますでしょうか。

(サンリオ 仲村氏)

ただいまご紹介いただきましたサンリオの仲村と申します。当社は今日、東京からお伺いしております。サンリオ上海という子会社もございますが、こちらはもうライセンス活動と営業に特化しておりますので、知財関係の問題、模倣品対策を含めて、本社が直接コントロールするという体制をとっております。今回は、従来ずっと上海 IPG に入会するか迷っておりましたが、皆様の活動を拝見するとすばらしい活動をされているので、情報交換も含め、一緒に色々対応をさせていただければということで参加をさせていただきました。今後とも色々ご指導いただく事になると思いますが、よろしく願い致します。

○司会 ありがとうございます。続きまして西村あさひ法律事務所の岡田様いらっしゃいますでしょうか。

(西村あさひ法律事務所 岡田氏)

皆様初めまして。西村朝日法律事務所の北京事務所、岡田と申します。私共は今年の6月

に北京にオフィスを開きまして中国の知財関係では従来、東京の事務所の方からさせていただいていたのですが、私岡田と、東京の事務所におります野村高志弁護士、この二人で参加させていただく事になりました。色々勉強させていただきたいと思います。ご指導の程よろしくお願い致します。

○司会 ありがとうございます。続いてタケヒヨーの新垣様、お出ましかけていただけますでしょうか。

(タケヒヨー 新垣氏)

タケヒヨーの新垣と申します。弊社は名古屋を本拠点とし、繊維製品の販売事業を生業としております。

弊社状況と致しましては、昨秋より中国市場への本格的な参入を開始しました。当社のブランドをどの様に守り育てていくのか、こちらで学ばせていただきたく思います。若輩ですがよろしくお願い致します。

○司会 ありがとうございます。新規メンバー様は最後になります。神戸製鋼の出口様、お出ましかけていただけますでしょうか。

(神戸製鋼 出口氏)

皆様初めまして。神戸製鋼の出口と申します。弊社は名前の通り鉄を売っている会社なのですが、半分以上は鉄以外の物を売っております。中国では主に鉄以外のところが約20社ぐらい出ております。主に商標対応ということですとずっと続けてきたのですが、弊社内の中国の進出が非常に加速しているという点と、逆に弊社が攻められるリスクがあるのではないかという危機感を持ち、少し体制等々を見直そうという事でこちらに参加させていただく事に致しました。なにぶん公言できるのか不安感はあるのですが、微力ながら貢献させていただきたいと思っておりますし、また情報交換等々お願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

②新運営幹事 就任ご挨拶 (石川氏、宮腰氏)

○司会 ありがとうございます。続いて、連絡事項の2点目、新運営幹事のお二人にご挨拶をいただきたいと思っております。ご承知の通り前回をもって、副グループ長のコニカミノルタの松島様、それから JUKI の福永様が帰任されましたので、この後任として YKK の石川様と、シャープの宮腰様に幹事を引き受けていただいております。石川様の方から、先にご挨拶をお願いしてよろしいでしょうか。

(石川氏)

YKK の石川と申します。今回松島さんが日本に帰国されたということで、お声がけいただいて幹事に就任させていただくことになりました。

私は2005年の6月から上海に来て、かなり長いのですが、まだまだわからない事だらけで、本当に幹事でいいのかという部分もありますが、皆様と一緒に色々勉強したいと思いますので、今後とも何卒よろしくお願い致します。

(宮腰氏)

シャープの宮腰です。2008年の10月に、上海にあります当社の中国の販売会社、シャープ商貿有限公司 知財管理部に赴任し、約2年になります。赴任と同時に、それまで日本で行っておりました中国の模倣品案件の実務全般を日本から中国に移管しまして、現在、現地スタッフ2名と共に、3名で、主に模倣品関連業務、商標関連業務を行っております。今後も、皆様と積極的に情報交換させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○司会 ありがとうございます。議事次第の方で、私共事務局で一点だけ連絡事項の記載漏れがございました。特許ワーキンググループのアンケートについて、前回のIPG会合の際にご案内させていただいて、約50社の方から回答いただきました。ありがとうございます。今日は簡単に、現状の報告だけさせていただきます。議事に載っておりませんが、特許ワーキンググループのグループ長、花王の田辺様よりお願いします。

(田辺氏)

特許ワーキンググループでございます。前回のIPG会合にてアンケートを実施させていただきました。約50社の方から回答いただきました。ここで御礼申し上げます。内容につきましては、明細書チェック、特許報酬規制に関するところ、特許クリアランス、特許法改正に関するところ、これらに関しましてアンケートをいただきました。現在鋭意解析中でございます。次回IPG会合で、明細書チェックのところに関しましては、ご報告させていただきます。その他のところに関しましては、後日報告書にて詳細をまとめることで報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○司会 特許クリアランスについては、私共ジェトロ上海センター委託調査という形で、最終的に報告書をまとめますので、その中でアンケート結果の分析・結果についても記載させていただきます。

③ [自動車・自動車部品WG]

浙江省質监局・物価局、広東省工商局・物価局意見交換会開催報告 (加藤氏)

○司会 続きまして、自動車・自動車ワーキンググループのご報告をグループ長、加藤様よりお願い致します。

(加藤氏)

皆様資料2をご覧ください。これまで自動車・自動車部品ワーキングでは、模倣部品への抑止力を高めるという趣旨で、厳罰化、刑事移送の適正化、あるいは透明化というところを目的としまして、そのプロセスの中で特に重要と思われる、差し押さえ物品の価格認定のプロセス、という所に焦点を当てて当局と意見交換を重ねてまいりました。前回9月のワーキングの会議の場で、杭州市のAICそれから浙江省嘉興市TSB、及びそれぞれの地方の価格認定機関の方々をお呼びしまして、下の方にあります議事論点の内容について、意見交換を致しました。時間がなく①から⑧までは出来ずに、②あるいは③ぐらいまでしか出来ておりませんでしたけども、やはり法律の建前と現実の間で随分違っていると感じました。例えばTSBの方からの説明としましては、販売品あるいは生産品の単価の考え方について、実際に販売した価格は通常契約書や領収書に記載されているので、まずそれをベースにする、そして、それが無ければ表示価格をベースにし、そういった物が確認出来ない

ときに、初めて価格認定センターの方に依頼をする、という事になります。ただ、実際には価格認定センターに依頼をするというのはこれまでほとんど無いという回答がありました。私の印象では今まで一件も無いように感じました。また情状が重い場合の重罰について製品品質法の規定があり、営業許可を取り上げるという内容になっております。これについて TSB の方に伺ってみますと、製品品質法は TSB の管轄と理解しておりましたが、実際に営業許可を取り上げるのは TSB ではなく AIC の管轄であるので TSB は判断すらできず、TSB が実際行えるのはせいぜい AIC に営業許可取消しの提案をすることであるということでした。従って、現実には法律規程通り営業許可を取り上げるという事は、かなり難しいことが確認できました。今後とも、このような交流会を重ねていき、現実の情報を認識して、今後の活動に生かしていきたいと思っております。以上です。

④ [インターネット WG] アリババ・タオバオイベント開催予定 (山田氏)

○司会 ありがとうございます。続いてアリババ・タオバオとのイベント開催ごとについて、インターネットワーキングのグループ長、山田様よりお願い致します。

(山田氏)

シヤチハタの山田です。資料3になります。今年、今まで色々こちらの席でご報告させていただいておりますが、今年東京で1回、上海で1回、アリババタオバオと色々な交流会をしながら、お互いの認識、そして実際の権利者の保護、ネット上の管理の方法など色々確認しあいながら、お互いの要求というのをすり合わせてしておりますが、その3回目になります。明日、インターネットワーキンググループの会合がありますが、明後日このアリババタオバオのイベントで、お話す事、要求する事、確認する事、という最終確認をし、前回、今までの回答と同様に、もう少し深く確認できる方法で進んでいこうと思っております。以上です。

⑤ [水際 WG] 税関との貨物再通関に関する意見交換／南京税関セミナー報告 (石川氏)

○司会 ありがとうございます。続きまして水際ワーキンググループの活動について、グループ長の石川様、お願い致します。

(石川氏)

YKKの石川です。資料4の1をご覧ください。こちらは税関との貨物再通関に関する、意見交換報告となります。こちら税関の総署が主催し、知的財産権保護と合法貿易での二面性問題に関する座談会、が開催されました。開催は、2010年10月13日に、無錫で行われました。税関側と、企業側が出席し、両者が意見交換するという形でしたが、今回税関総署の季処長をはじめ、16税関からお集まりいただき、企業側も日系企業で合計32名、中国系企業、欧米系企業も参加され、意見交換が開催されました。裏面を見ていただきたいのですが、意見交換の概要として、貨物の再通関の数量を減らしていきたい、という意向が表明されました。これは真正品が税関で止まってしまい、それを再通関する案件数が多いので、減らしたいという意向が、税関総署から表明されました。税関総署側も、知的財産権税関保護登録システムを修正したり、総担保制度の改善も進めておりますので、税関登録の徹底、あとは同システムの積極的活用をして欲しい、と要求をされました。再通関があまりにひどい場合は、税関保護登録を取消す制度を構築する可能性がある、という

事も示唆され、今後注視してゆく必要があると思っております。

続きまして、資料4の2の南京税関セミナーの開催報告を、簡単にお話させていただきます。こちらは、2010年11月4日に蘇州の方で、南京税関セミナーが開催されました。通常、水際ワーキンググループで行っているセミナーですと、日系企業のみ参加ですが、今回は欧米系企業、中国企業も参加し、大人数でセミナーを開催致しました。詳細は、裏面に書いてありますのでそちらをお読みいただき、内容については割愛させていただきます。以上です。

⑥ 〔立法・研究WG〕 上海市知識産権局との意見交換会開催報告（夏氏）

○司会 ありがとうございます。続いて立法・研究ワーキンググループのご報告を、グループ長の夏様よりお願い致します。

（夏氏）

上海オンダの夏です。資料5をご覧ください。

立法・研究ワーキンググループは、09年度に作成した行政による、特許権侵害の権利行使に関する報告書内容に基づき、運営上の不明点などについて、地方の知的財産権局に向け、ヒアリング調査を実施してきました。前回の会合で報告しました様に、浙江省と江蘇省の知的財産局に、ヒアリングを実施しました。更にこの10月に、上海市地方局についてヒアリングを実施しました。実施した内容はご覧の通りですが、予定としてはこの3箇所だけで、ヒアリングを実施する事になっております。一応全て終了しました。後日、この実施した結果をまとめ、皆様に共有させていただきたいと思っております。以上です。

⑦ 〔記録メディアWG〕 電腦城セミナー報告（李氏）

○司会 ありがとうございます。続いて記録メディアワーキンググループの、電腦城セミナーについて、グループ長の李様よりご報告お願いします。

（李氏）

ソニー中国の李です。電腦城で行われた、記録ワーキンググループの知財報告セミナーについてご報告させていただきます。太平洋数碼広場社協力の下に、太平洋電腦城で店を抱えた記録メディアを取り扱う、テナントさん向けのセミナーでした。セミナーは約2時間半くらいかかり、太平洋電腦城の三期、浦東の方で開催されておりました。出席者は40名で、約35店舗くらいの従業員がセミナーに参加し、また会議はオープンスペースなので、消費者の傍聴も可能になっておりました。メンバー4社の代表が、太陽誘電、SONY、三菱化学、マクセル、4社それぞれ自社製品の真贋鑑別の方法について、説明を行いました。セミナー終了後、参加者と知財保護の話題についてディスカッションもしました。最初は行政処罰が厳しいので、慎んだ話しか出来なかったのですが、話をする事によって態度が緩和になり、製品販売の日常業務について、色々情報も教えていただきました。情報によりますと、販売業者が模倣品対策をしていた所が多く、例えば真贋鑑定が判別しにくい場合は、そのブランドを取り扱わない、あるいはその流出ルートを明白しない場合は、入荷しないなど、色々対策をしております。セミナーを通し、販売業者の生声を聞けたという事は、大変効果があったと思っております。会場において、模倣品サンプルを展示するコーナー

も設けました。以上、簡単ですがご報告させていただきました。

⑧ 〔化粧品 WG〕 南寧税関訪問及び辺境貿易視察開催報告（金氏）

○司会 ありがとうございます。続きまして、化粧品ワーキンググループ南寧税関等訪問のご報告を、コーセイ金様よろしくお願い致します。

（金氏）

資料6をご覧ください。中国は化粧品の模倣品はなかなか撲滅されない事と、中国と隣国との国境貿易が盛んであります。我々も、海外に中国の模倣品が流出しているという報告を受け、国境貿易の現状、また国境において、税関をどのように活動されているかという現状把握という事で、今回南寧税関と、国境貿易を視察して参りました。今回参加したのは6社で13名、南寧税関が、しっかりした対応をとっていただき、かなり前から準備し、法規署の所長さんを初め、また株組織の、4つの税関の代表者が出席し、お互いに有意義な情報交換をしたという印象を持ちました。我々の紹介によると、南寧税関も、かなり知的財産権の保護に力を入れ、それなりの実績を上げているという事を把握しました。また個別に、国境貿易の税関からも、事例報告が2点ほどありました。いずれもこのような、トラックや陸上輸送、海上輸送ではなく、個人ベースのハンドキャリーした物を所持し、そこに疑惑を持たれ、最終的には中国の法律に沿って処分、という事になります。我々も、南寧税関から、この国境貿易の基点となるピンジャンの物流ヘンピと、また国境貿易の盛んなホンツイノツァオなど貿易区に行きました。結論から申し上げますと、まだまだ化粧品の模倣品が大量に輸出しているとは思にくい、ただ、ハンドキャリーベースでは、お互いに中国から基礎化粧品などの商品が流出され、逆にベトナムから、香水などの模倣品が中国大陸に流れている、というのが印象付けました。これから国境貿易なども、今度ともウォッチングして進めていきたいと思えます。簡単ですが以上です。

⑨ 江蘇省 TSB-上海 IPG ブランド保護連携フォーラム 2010 年度活動進捗報告（尹氏）

○司会 ありがとうございます。続いて江蘇省 TSB とのブランド保護フォーラムの2010年活動について、現在の進捗状況を私共 JETRO の尹よりご紹介させていただきます。

（尹氏）

JETRO 上海センターの尹です。江蘇省 TSB と、上海 IPG ブランド保護連携フォーラムの、現在までの進捗状況を簡単に説明させていただきます。まず、模倣品危険性関連ビデオの活用ですが、前回9月の上海 IPG でも放映しました通り、完成されましたので、江蘇省 TSB には3000枚を渡しております。江蘇省 TSB では、9月質量月間に各市・県で其々活用されました。江蘇省 TSB と南京市 TSB は9月18日に共同主催で南京市内の広場でイベントを行いました。ちょうど IPG が行われました週の週末なのですが、JETRO 上海センターからも、安藤さんと森永さんと私で行ってまいりました。スクリーンの様に色々な看板を出させていただいて、結構大きなイベントが行われました。また TSB と上海 IPG が共同で完成したビデオは、移動系スクリーンにも放映されましたし、また商業ビルの大スクリーンにも、大きな音を出して放映されたり、市内のホテルのロビーのスクリーンでうつされました。江蘇省 TSB のテレビでは、9月の一ヶ月間毎日11:50から3分間毎日放映しましたし、消費者向けに結構アピールしました。

また、ポケットブックの活用について説明させていただきます。これは上海 IPG だけではなく、北京と広州の IPG メンバーからも提供いただいた情報に基づき、権利者の連絡先や商標などが記載されている情報です。これは TSB が要求して作成したものであり、4 月のフォーラム総会では、参加された中国の方にはすでに配布しておりますし、江蘇省 TSB からは、省内の執法人員に配布し日常検査時に偽物を発見したら、権利者に直接連絡するなど活用されている。

最後になりますが、代理店からの情報に基づき、摘発活動の進捗状況です。これは皆様ご存知の通り、4 月 27 日にブランド保護連携フォーラム年次総会時に、江蘇省 TSB と上海 IPG それから JETRO 上海代表処で、ブランド保護備忘録を締結しました。その後から現在までの状況は、一つは、備忘録のフォーマットに基づき、TSB に FAX で申立を行い、それに基づき TSB が速やかに検査・摘発実施することです。もう一つは、ブラックリストの活用です。ブラックリストは業界別にまとめて TSB に提供し、TSB には、日常検査で重視するように要求し、又再犯する場合は重罰を要求しております。まだ、自動車・自動車部品ワーキンググループだけ提出しておりますが、ベアリングや農薬でもブラックリストの情報をまとめ、年内には提供する予定でございます。また、もう一つは再犯重罰化プロジェクトの実施です。今年度の活動の一つとして江蘇省と浙江省、上海の処罰裁量規則を活用し、再犯・重罰活動を行うことにしました。なお、折角備忘録を締結しましたので、備忘録のフォーマットに基き申立を行うことにしました。詳細については資料の 7 番をご参照下さい。以上です。

⑩ 上海 IPG 第 50 回全体会合および記念セレモニー企画について（大上氏）

○司会 ありがとうございます。続きまして次回、上海 IPG 第 50 回会合の記念セレモニーの企画について、副グループ長の大上様、お願い致します。

（大上氏）

それでは資料 8 の、上海 IPG 第 50 回全体会合及び記念セレモニー企画案に関して、説明させていただきます。目的及び主旨としましては、上海 IPG 全体会合の、第 50 回目の節目となる開催に合わせて、過去の上海 IPG の発展や成果を確認する記念セレモニーを行う事で、関連企業の皆様の、上海 IPG に対するご理解を促進し、今後の活動の活性化を図るという事にあります。開催日時及び形式としましては、2011 年 1 月 20 日の午後 2 時より、通常通り全体会合を開催し、その後 6 時半から、記念セレモニーを行いたいと考えております。プログラム案は、資料に記載されている通りなのですが、歴代のグループ長にもご参加いただき、上海 IPG の発足や発展経緯などに関し、ご講演いただきたいとも考えております。以上です。

○司会 ありがとうございます。基本的には、毎回行っている 6 時からの懇親会の時間帯を利用して、この会場で実施しますので、是非記念の式典にご参加の程お願い致します。

⑪ 2010 在華日資企業知的財産権保護貢献部門感謝式について（長澤氏）

○司会 続きまして 2010 年の貢献部門感謝式について幹事の長澤様よりお願い致します。

（長澤氏）

カシオ上海の長澤です。資料の9の1、及び9の2をご覧ください。昨今、政府関係部門との協力関係というのは、一層深まっており、多くの成功事例が生まれています。その中でも、特に優れた成果を出した10部門を選定し、感謝の意を表そうというのが、この貢献部門感謝式典の主旨でございます。今年は、一部規定の修正、及び明確化を行いましたので、その箇所についてご説明させていただきます。まず規定の修正一番目は、推薦可能な政府部門の数です。資料9の1の2ページ目、募集要項の中の下をご覧ください。具体的には、ワーキンググループによる推薦について修正がございます。まず、ワーキンググループ推薦につきましても、各ワーキンググループあたり一件までとしました。現状では、複数のワーキンググループで活動されている企業様について、複数のワーキンググループで推薦があった場合、その企業についてはどうするのか、という問題が去年ございました。今年はそれを明確化するという意味で、各ワーキンググループあたり一件までは推薦できる、という風にしております。ただその場合は、ワーキンググループで推薦した企業については、共同推薦は不可とするという風に変更してございます。2点目としましては、3ページ目、エントリーフォームの記載という所をご覧ください。今年は、採点方法を従来以上に明確化致しました。具体的には、9の2の資料をご覧いただきたいのですが、評価項目を設けました。評価項目を4点設けてございます。1点目は、協力性・公平性、2点目は、先進性・戦略性、3点目は積極性・自主性、4点目は結果及び影響力です。これら4項目につきましても、推薦される方はその内3つを選択していただきます。それぞれの評価項目の具体的な内容としましては、9の2の裏側をご覧ください。こちらにそれぞれの評価項目の、具体的な内容を記載してございます。これはあくまでも例でございますが、これを見ていただくと、それぞれの評価項目がどんな意味をしているのか、という事がお分かりいただけるかと思えます。推薦いただく場合には、この4つのポイントの中から評価して欲しい点を3つ選択していただきます。その上で、採点方法なのですが、さきほどの資料9の括弧9、最終のページ、4ページ目をご覧ください。評価の方法は、推薦者が選択した3項目について、各5点満点で計算します。それに総合評価5点を加えて、20点を総得点と致します。その中で、上位10部門を表彰するというのが基本です。留意点としましては、最高点と最低点はカウントしない事と、各AIC、TSB、PSB、海関はそれぞれ1の機関は必ず入るようにするという制約をしてございます。審査結果につきましても、推薦者の方に採点結果をご報告するという事にしました。基本的には、3ページ目の括弧7、選定する部門も数という所で、10部門という事にしておりますが、特殊な事情が生じた場合には、選定委員会の判断によって増減が可能とする、という規定を入れてございます。こちらは、具体的な案件が発生した場合ではないと想定しづらい所ではございますが、必ずしも10部門ではないという事だけを、ご了解いただければと考えます。以上が、今年の募集要項での修正点でございます。募集の時期が来たら、応募書類は、事務局の方から案内致します。以上です。

○司会 ありがとうございます。本日お配りしている資料は、上海IPGの運営幹事会及びIPGグループ長会議でご検討いただいた結果に基づいたものです。北京IPGと広東IPGにも今回修正したのでいいかと、ちょうど今日の午前中にジェットロ北京を通じて北京の方から特に修正の意見はありませんときてましたので、あとは広東の確認が取れたら基本的にこのままさせていただくという状況です。

⑫ 2011年度上海IPG事業計画／関連アンケートについて（岩間氏）

⑬ 第 11 回 IPG グループ長会議開催報告（岩間氏）

○司会 続きまして連絡事項の 12 番と 13 番です。2011 年の上海 IPG の事業計画、第 11 回の IPG グループ長会議について、グループ長の岩間様より続けてご報告をお願いします。

（岩間氏）

カネボウの岩間でございます。資料は 10、11、12 で、まず活動計画作成の件をご説明させていただきます。まず資料の 10 をご覧いただけますでしょうか。11 月に入りまして、2010 年下半期も半分時間が経過致しましたので、来年度の計画を作成する時期に入ってきております。資料 10 の上半分の方が全体活動計画、下の方がワーキンググループ活動計画に関して記しております。ワーキンググループの数は、ここに書いてありますように、現在 11 ワーキンググループになっております。事務局、運営幹事の方でも日ごろから聞いております声を参考に色々と検討致しますが、やはりまずは皆様方の率直なご要望やご意見を把握するというのが一番大事だと思います。これがベースになりますので、今月アンケートを実施致します。それが資料の 11、12 でございます。特にこの 11 の、2011 年度上海 IPG 事業実施アンケートに関しましては、これが皆様方の声となりますので、是非積極的に忌憚のないご意見、ご要望をお寄せいただければと存じます。そういったご意見、ご要望に基づきまして、幹事会の方で 12 月にかけて、色々と検討させていただきます。また、事務局の方では、中国の関連当局との調整に入っております。そして、12 月、1 月の全体会合までに、来年度の計画の草案をまとめまして、1 月に皆様方にラフな計画、骨格部分をご提案いたしまして、それでいいかどうか、またご意見をお伺いしたいと思います。またその過程の中で、ワーキンググループの活動も把握させていただき、全体的な整合性の中で、バランスよく活動できているか、そういった事も検討させていただきたいと思っております。そして、2 月から 3 月にかけて練り上げていき、また同時に、上海のみならず、北京、広東、この 3 極の IPG の計画の中で整合性、あるいは全体的にまとまったものになっているのかどうか、重複がないかどうか、といった事も調整していく予定でございます。この様に来年度の計画を作成していく予定ですので、重ねまして皆様方から是非、忌憚の無い、ご意見、ご要望を来年度の計画に対し、ご提出いただければと存じますので、どうぞよろしくお願い致します。

続きまして、先般開催されましたグループ長会議の報告をさせていただきます。資料 13 でございます。10 月 22 日に上海で、北京、広東、上海、3 地区のグループ長、並びに事務局が集まり会議を行いました。中国の IPG 活動として、全体に整合性のとれたものとする為に、バラバラとならない様に、調整をとりながら、お互いに協力できる部分があればやっという事で、行っている会合でございます。それぞれその地区、出来ました経緯、歴史、規模など違いますので、個性を重要にしなが、全体として調整していこうという事でございます。今回検討致しました内容に関しましては、まず参加資格の統一化、という点を議論致しました。今申し上げました通り、3 地区それぞれ出来てからの歴史、あるいは経緯、性格、あるいは規模、そういったものが違いますので、かなり参加資格は違っております。その中で統一化できないか、あるいは共通化する方がいいのではないか、という観点から検討したのですが、結論から申しますと、完璧に統一化というのは、なかなか無理なようです。従いまして、それぞれの個性を生かしなが、共通できるものは共通化していこうという方向の中で、今後さらに引き続き検討を続けていこうという事になりました。続きまして、業界と政府関係との覚書についてですが、これは広東 IPG の方から、広東 IPG の一部のメンバーから、業界として中国地方政府との覚書を締結したいのだ

けれどもどうか、というような意見・質問そういったものがございました。それぞれ各地区の状況なども踏まえまして、結論から申し上げますと業界としての活動であれば、IPG活動というよりも、むしろJETROと業界の取り組みでいいのではないかと、IPGの活動にするのであれば、IPGとして全体的な意見調整を図る必要がある、という事で、今後具体的な状況が発生した時に、また議論しようという事になりました。また中央当局との交流テーマに関しましては、各地区に意見を求める様な形で議案にのせたのですが、具体的な情報・意見はございませんでした。従いまして、今後とも意見を集める予定です。BPAの選定方法につきましては、すでに説明があった通りでございます。最後に今後3拠点合同でできる活動のあり方に関しましては、これから会員の方々のニーズを把握していきながら、方針を立ていこうと思います。以上でございます。

○司会 ありがとうございます。ご承知の通り会員様向けの事業実施アンケートそれからグループ長向けのワーキンググループの計画用のアンケート、期限が12月末となっております。是非ご提出いただきますようよろしくお願い致します。

⑭ 2010年度 第3回中国知的財産権関連法勉強会について（布川氏）

○司会 続きまして2010年の第3回勉強会について、幹事の布川様よりお願いします。

（布川氏）

ジェイテクトの布川です。資料の14をご覧ください。

2010年度の第3回中国知的財産権関連法勉強会のご案内です。

日程は12月18日木曜日、9時半から12時半までです。場所、住所、テーマについては資料に書いてある通りです。

会費無料となっておりますので、是非ご参加下さい。以上です。

○司会 ありがとうございます。IIPPFの官民合同実務レベルミッションについては、11月の末に、数箇所の当局を回る予定だそうです。上海IPGからは、税関以外は岩間グループ長に、税関については、水際グループの石川グループ長に、ご同行いただくという事になっております。次回の会合では、内容・結果等についてご報告できると思いますので、その時にまた詳細をご説明させていただきます。

最後になりますけれども、私共JETRO上海センター事務局に、新人のスタッフが入りました。呉と申します。簡単にご挨拶させていただきます。

（呉氏）

今週の月曜日から、JETROセンターに入りました新人の呉と申します。日本では、大学・大学院を出て6年間勉強し、日系企業を3年間勤め、そして今年の9月にまた上海に戻ってきました。前職では、主にキャラクター商品・配属商品を、中国で生産・加工して、日本に逆輸入する仕事をして参りました。JETROには縁があり、これから仕事をする事になりますけれども、主に立法研究ワーキンググループ、ベアリングワーキンググループ、そして事務機消耗品ワーキンググループ、を引き継ぐ事になります。微力ですが、皆様のサポートをしっかりとしていきたいと思っております。ご指導よろしくお願い致します。

○司会 是非よろしくお願い致します。補足ですけれども、12月に入りましたらもう一人増

員の予定ですので、そちらについても、また引き続きご指導いただければと思います。
以上で連絡事項は終了となります。何かご質問等ございますでしょうか。それでは、一旦
休憩させていただき、35 分から講演会を始めさせていただきます。よろしくお願いま
す。

第2部講演会

【講演①】 (15:00～16:30 ※質疑応答含む)

【テーマ】 「上海家化社の知識産権保護戦略」

【講師】 上海家化聯合股份有限公司 法律部 主任 杜 連成氏

○司会 化粧品の上家化社の知識産権保護戦略について、法律部主任の杜様よりご紹介いただきます。杜様、前にお越しいただけますでしょうか。

(杜氏)

皆様こんにちは。本日は、第49回IPG総会に出席できた中国企業としまして、大変光栄に思っております。まずは日本貿易振興機構上海代表処から、このような素晴らしいチャンスを提供いただき、心から感謝致します。またジェトロ上海センターの所長である、大西先生からのこのような盛大なご招待に心から感謝申し上げます。またKOSEの金様からの推薦に、感謝申し上げます。また尹様のご指導に関して、心から感謝致します。上海家化による、知的財産権の保護戦略は、90年代から始まりました。当社はその時に、会社のトップが今後の市場経済が発展するという事を考えまして、知的財産権保護戦略を、必ず先行して実施しなければいけないと考えました。特に市場経済の当初は、段階における混乱する秩序、混乱する競争に対応するために、それを取り入れました。当社はその時に、法律事務部を作り、法律事務部の中に知的財産権と、模倣品取締室という、二つの部門を作りました。当社の最初の経験は、外資系企業との合弁と、共同生産から始まりました。当社は日本の企業、それから欧米の企業と一緒に、生産した経験を有しております。当社は海外企業から、企業管理の経験を数多く勉強しました。特にブランド管理、知的財産権に関する多くの知識を取得しました。当社は市場経度の状況に適応するために、これまでかなり完備した、知的財産権保護戦略を作成しました。

続きまして当社の法律部、知的財産権室の王から、当社の知的財産権保護戦略について、簡単にご紹介させていただきます。

(王氏)

IPGの企業の皆様こんにちは。本日はこのような貴重なチャンスをいただき、大変嬉しく思っております。私の講演では、企業の著作権管理、特許管理、商標管理に関し、その経験について交流したいと考えております。講演の前にまず、当社の概要を簡単にご紹介したいと思います。まず、上海家化という会社は、中国化粧品業界において、初めて株式上場を果たした企業であります。当社は化粧品業界において、ISO9000を一番早く取得した企業です。それから当社は、中国の化粧品業界の国家基準の制定に参加した企業の一つです。上海家化の研究開発能力、特許件数は、いずれも中国の最先端の水準となっております。99年には、上海家化の科学研究センターは、国家技術センターと、博士後の科学研究ステーションに認定されました。

続きまして、当社の製品について簡単にご説明したいと思います。ここに書いてあります、「ハーブリスト」は漢方薬を取り入れた化粧品の製品です。このブランドは、この10年

間で一番発展の速かったブランドです。現在このブランド製品は、フランス、オランダ、スペイン、イタリアに販売されております。「六神」は、夏の化粧品のブランドです。「美加淨」というブランドは、大衆的な化粧品のブランドです。この「上海バイブ」というブランドは、中国において一番早くできた化粧品ブランドで、1898年に生まれたものです。「ガオフー」は、男性用の化粧品、香水のブランドです。「ジャアン」は、家庭用洗剤のブランドです。当社の知的財産権業務は、1987年からスタートしました。その時、当社は法律部という部門を作り、その下に、知的財産権室と、模倣品取締弁公室を作りました。知的財産権室の担当分野は、主に知的財産権の出願・登録、それから知的財産権の使用管理、活用です。模倣品取締弁公室は、主に模倣品の取締と、ブランドの権利保護を担当しています。著作権保護に関しましては、2つのポイントがあると思います。まず、著作権の登録が大事であると思います。著作権の保護に関しましては、中国の法律では任意登録となっておりますが、当社はそれを非常に大事と考えておりますので、製品の説明書・ラベル・標識図案・平面広告などについては、必ず著作権として登録しております。二つ目は、著作権保護に関する監督です。監督は二つありまして、一つはインターネットのモニタリングです。主に写真と図面のサイト、それから化粧品の販売サイトに関する監督・監視です。展示会に関する監督監視の場合は、通常は化粧品の展示会と、それから工業設計展示会に参加しております。次に、著作権保護の戦略に関しまして、二つの事例を挙げて交流したいと思います。内容としましては、2008年10月に、当社の知的財産権室は、ある写真・図面サイトが、当社の許可を得ずに、当社が著作権を持っている、丸い花ボールの図案を、そのサイトの図面バンクにアップロードをし、登録会員にダウンロードさせる事により、当社のインターネット情報伝播権を侵害している事実を発見しました。当社は、そのサイトの法律顧問に法律レターを送り、権利侵害の停止と、その丸い花ボールの図案の削除を要求しました。交渉の結果、サイトは即時に権利侵害の図案を削除しました。著作権に関する訴訟にはいたらなかった、という事です。二つ目の事例です。2009年2月に、当社の知的財産権室は、ある病院の編集した雑誌が、当社の許可を得ず、当社が著作権を持っているCMモデルの写真をそのまま雑誌の表紙として利用し、当社の複製発行権を侵害している事実を発見しました。これに対しまして、当社は即時に裁判所に対し、著作権侵害の訴訟を提起しました。そして次の判決取得しました。まず、病院側の権利侵害行為の停止、それから全ての権利侵害雑誌の廃棄処分、3番目は新聞での謝罪文の掲載、4番目は当社に経済損失費用として、1万元の支払いが裁判所から言い渡されました。特許の保護に関しましては、3方面の経験があると思いますので、交流したいと思います。まずは、特許の検索業務を徹底する事です。1点目は、我々の情報法規室の中には、特許検索の専門の担当者がございます。その担当者が、会社が専門的に特注で作った、特許のデータベースを利用し、定期的に特許権に関する検索に従事しています。新製品の開発、あるいは特許出願の前には、必ず担当者が関連するデータベースで検索を行います。定期的な検索の利点は、権利侵害の危険性を回避できると共に、権利侵害品が存在しているかどうかについても、すぐ発見できるという事です。それから輸出先の国におきましても、その国の弁護時事務所へ依頼して、権利侵害リスクの検査をしております。2つ目は、特許出願です。2009年の年末までに、当社は、特許57件、実用新案21件、意匠965件を出願しました。3つ目の経験は、現地訪問を常に行うという事です。ショッピングセンターなどを現地訪問して、当社の製品に類似、あるいは同じような調合方法、効果、包装を使っているかどうかを調査します。同一製品、類似製品、あるいは同一包装、類似包装を発見した場合は、当社は直ちに当社の弁護士事務所と技術センター知的財産権室と一緒に、権利侵害該当性を判断します。特許の保護に関し、ある典型的な事例をあげて、説明をしたいと思います。

2009年の8月に、北京の販売事務所の担当者が、スーパーマーケットを訪問した時に、北京にある化学工業研究所が生産・販売した、洗濯機の洗浄薬剤が、当社の洗浄薬剤の包装と非常に類似していたので、当社の意匠権を侵害する疑いがあると認定しました。その権利保護対策としまして、当社は2ステップの処置をとりました。1 ステップ目として、不当競争行為を理由として、工商局に苦情を申し立てると共に、権利侵害行為の取締を要求しました。その理由としましては、工商局に苦情を申し立てる事は、迅速な対応ができる、その様な事があるので、工商局に申し立てました。2つ目の対策として、裁判所に訴訟を提起しました。工商局からの処罰決定は、次の通りです。罰金2.5万人民元、違法収入1.2万人民元の没収、それから裁判所の判決では、経済損失費用として当社に1.5万人民元の賠償、そして権利侵害包装品6720個の廃棄処分などの決定がありました。この写真は当時の写真です。左側は、当社の正規品です。右側が北京の科学研究所が作った模倣品です。

商標保護戦略に関しましては、4つのポイントがあると思います。まず第1のポイントは、迅速な登録が必要であるという事です。当社の登録の対象範囲は、非常に広いです。例えば、商標製品シリーズの名称、それから包装の標識となる図案など、全て登録されております。それから、登録の国の拡大にも力を入れております。中国以外に輸出国に対しても、商標の登録を行っております。通常は相手国で商標を登録してから、製品を輸出するという事になっております。それから、登録のカテゴリの拡大にも力を入れております。例えば、我々は、化粧品以外に化粧品の包装用器具、手提げバッグ、それから美容院なども、関連商品として商標登録を行っております。商標の登録の際には、防御商標の登録も行っております。つまり、当社の商標にある漢字と近い漢字、あるいは発音の近い漢字を、全て登録してしまうという事です。例えば、バイツァオジーの場合は、それに類似する、ホンソウシュウ、カンソウシュウ、センソウシュウなど、このような発音に近い物を、全て登録するという方法です。このルゥシェンというブランドに関しても、ユイスゥン、クモガミ、ウオガミなど、これに近い商標を、全て先に登録するという方法です。2つ目のポイントは、厳格な管理制度です。当社は商標に関する取り扱い、内部の使用、印刷メーカーに対する管理について、いずれも厳しい管理制度を作っております。3点目は、積極的な権利保護活動に取り組むという事です。商標に関する広告の文章を、定期的にチェックする事、商標に関する異議紛争などを積極的に提起する事です。商標評審委員会から支持が得られた紛争の事例を、紹介したいと思います。ヒャクハナ集やセイソウ集などそれからブンジン、アナジンなど色々な紛争に関して支持を得られております。当社が自ら、権利保護を提起した事例もあります。それはメイジャージン、MAXIMですね、それからロウジャーシンシン、ロウシンシンと言った事例もございます。4点目は、模倣品に対する取締の強化です。この模倣品取締強化に関しては、弁公室の杜主任から説明させていただきます。

(杜氏)

取締について、おそらく化粧品業界の皆様は、非常に深い感慨があると思います。やはりこれは、負担になっているという事です。しかし現段階から考えると、この取締活動に参加しなければいけないと思います。このような取締活動に参加しないと、企業の知的財産権保護戦略は、大きな打撃を受ける事に違いないと思います。ですから当社は、98年代の前期から、模倣品に関する取締の弁公室を作りました。当社は、生産現場で豊富な生産の経験を持っている、現場スタッフ10人を選び、模倣品取締対策室を作りました。模倣品の取締活動を展開する為に、我々は自社ブランドの中国における販売状況を全て調査し

ました。まずその当時、一番ひどい場所である浙江省という地域で、義島の工商局と取締活動を一緒に展開しました。当社は、義島の取締活動を最初に実施した企業の一つです。義島の工商局との交流、協力が非常にうまくいったので、現地の工商局からは大きなサポートを得られております。義島で成功した経験をより活用し、他の地域でも義島での経験を利用しております。我々は、各地区での状況を全て調べ、ひどい地域を順番に解決していくという方法で、対処しました。義島の他に、山東省のリンギ、ロカンのカンセイガイ市場、瀋陽の市場、これは全て当社にとって、重点的に監督しなければいけない場所です。当社は自ら、現地の工商部門と連絡を取り、活動を展開しております。当社は、その必要な取締費用を負担する以外に、当社に支払われる、経済損失費用の50%を案件の執行経費として、現地の工商局に支払っております。また、特に上場のひどい地域におきましては、摘発のホットラインを設置し、奨励方法を公表しております。情報の提供者に対しては、実際に押収した模倣品の数量に照らして、奨励金を与えております。当社は、中国の主要都市には、必ず販売事務所を設置しております。その各地にある販売事務所から迅速に、市場の情報がフィードバックされております。また当社の販売事務所は、現地の執行部門と連携して、模倣品の生産と販売拠点、双方を突き止める為に、現地のセキュリティ会社、あるいは町民会に頼み、専門的な摘発専門員を招聘しております。当社は、多方面の情報資源を利用して、情報と資源の共用化を徹底するのは、非常に大事だと考えています。資源と情報共有化を通じ、非常に安いコストで、関連する情報成果を入手できるという事です。現時点で、当社はまだ専門的なその模倣品取締、コンサル会社と交友関係はありませんが、スポット的に、専門的な模倣品取締会社を用い、良い関係を持っております。ここに書いてあります様に、上海のウェイケン企業咨询有限公司、南京の知的財産権代理服务有限公司、杭州にある関連の咨询有限公司、などがあげられます。我々のやり方としては、これらの専門的な模倣品取締会社が、他の企業の模倣品取締活動で、もし当社の模倣品を発見した場合には、当社に通知をし、当社がすぐに対応するという方法です。特に2つ目の、南京のツォンバオエイ知識産権代理服务有限公司は、また後で詳しく説明しますので、もし必要があれば是非、その経験を共有したいと思います。実際模倣品取締というのは、大変危険な仕事であり、たいへん困難な仕事でもあります。特に市場における取締活動、販売拠点での活動は、非常に困難であると思っております。つまり行政部門が、このような模倣品が氾濫している現状に対し、あまり自ら解決しようという意欲がないという事です。これに対し当社は、南京のツォンバオエイ知識産権代理会社と、非常に効率的な協力を行いました。この会社は、江蘇省での訴訟における、取締総代理として活動を展開しています。流れとしては、まず南京の会社が証拠を収集します。当社が収集してきた証拠について、鑑定を行います。鑑定の結果、この会社が公証手続きをし、裁判所に訴訟を提起します。そのような流れです。去年1年間で、南京のこの会社と一緒に江蘇省内で、100店舗の拠点を処理しました。今年は更に、その状況が発展していると思っております。この会社が江蘇省で、総代理を開始してから、当社の江蘇省内における模倣品の状況は非常に改善されました。このような会社と上手く付き合うポイントとして、やはり迅速な協力が大事です。また今年に入り、浙江省の杭州、山東省においても、我々の模倣品の取締の仕事をしてくれました。

商標侵害の今後の動向について、簡単に説明したいと思います。先ほど王から、防御性商標の登録について、紹介がありました。ロクジンというブランドについて、多数の登録をしたという事例がありました。漢字の共通性の関係で、クモガミ、キュウジンなど、全て市場に氾濫している模倣品です。それから、模倣品の権利侵害の動向は、ますます厳しくなっております。しかし我々は、このような防御性商標対策を打ち出したので、か

なりの成果が含まれております。その流れとしましては、まず我々は、その商標権侵害に関する市場調査を行います。市場調査において、最初の鑑定を行います、確定されたものについては、書面で関連の行政部門に要求して更に調査してもらいます、最後に、行政部門に対して調査結果のフィードバックを要求します。何故かという、模倣品の場合は、当社の認定が必要ですが、商標権侵害の場合は、普通、関連の執行部門によって直ちに処理できます。特に最近、国务院で複数回に渡り、中国の知的財産権の強化についての会議がありましたので、このような現象はかなり改善してきております。ですので、最近の動向としまして、工商局から模倣品の取締りして欲しい、という手紙が来ております。つまり我々から、工商局に申立てて欲しいという依頼です。年間の取締件数は、300件くらいを維持しています。次に典型的な事例について、ご紹介します。これらは古いものは90年代後半の案件、新しいものはつい最近のもので、1つ目は、山東省のリング市、バイアイスンの商標を侵害した案件です。案件が実際に発生した場所は上海市です。ある人間が、上海の浦東地区で、印刷工場に対し、バイアイスンという商標品を、5万個印刷して欲しいと依頼しました。当社は、匿名の告発の手紙を受けて調査をしました。当社はこの匿名の手紙を受けてから、関連の現場スタッフを現場に派遣し、調査を開始しました。そして事実を発見・確定した後に、当社は、上海市公安局経済調査大隊に摘発を申し立てました。この上海市公安局経済調査大隊は、申立を受けた後、すぐに警察官3名を派遣して取り締まりました。この5万個のバイアイスンの包装のボトルは、全て包装済の状態、夜にでも出荷するという状況になっておりました。ただしその時、容疑者は、上海にはいたのですが、現場にはいなかったのです。警察官は印刷工場の責任者に対し、容疑者に電話して欲しいと頼みました。電話の内容は「現場に来て、商品の検査をし、夜にも山東省に品物を発送したい」というものでした。容疑者は電話を受け、印刷工場の現場にいた警察官に逮捕されました。結果として、この容疑者は、上海市浦東区の人民法院から、一年間の有期懲役という判決を受けました。また会社には、民事訴訟の賠償費用として、6万円を賠償費用支払うという命令が下りました。印刷工場にも、5万円の罰金判決がありました。これは、上海ではかなり成功した典型的な事例だと思います。

2つ目は、浙江省の杭州市にあるガラス製品工場が、当社のリュウスンサイピョウを侵害した案件です。我々は、匿名の電話を受けました。電話の内容は、この杭州市のガラス製品工場の中には、リュウスン商標、模倣品のボトルがたくさんあるという電話でした。この電話を受けた後に、当社の担当スタッフは、ただちに杭州市に向かいました。現場で、我々の商標を侵害したガラスのビンを多数発見しました。工商局に摘発申立をした後すぐに、工商局は対応してくれました。現場では大きな袋に入っている、商標侵害のガラスボトルが多数発見されました。実際に私共は、案件に参加しました。その時工商局からは、「企業の担当者は現場から退去して欲しい」と言われました。その時私が思ったのは、匿名の電話の中の摘発数量と、現場で発見した数量は、大きな差があるという事です。そこで我々は、執行部門に対し、継続して引き続き調査するように伝えました。その工商局の方、はあまり機嫌が良くなかったですが、我々が粘り強く要求したので、工商局は、継続し調査しました。結局その工場の中で、30万個の侵害ガラスボトルを発見しました。しかし実際には、匿名の電話の数量とは、まだかなりの差がありました。一週間後に、我々は再びこの杭州市の工場付近に行きました。その時我々は、この杭州市のガラス製品工場が、トラックを使い大きな袋に入っているボトルのビン、他の市場、他の倉庫に移送していることを発見しました。我々はそのトラックを尾行し、移送先の倉庫まで突き止めました。結局、搬送先の倉庫で、前回よりはるかに大量のボトルビンを発見しました。この

倉庫を発見した後に、我々は直ちにまた現地の工商局に調査するよう依頼しました。我々の交渉の結果、工商局の担当者が、倉庫で 50 万個の権利侵害ボトルを発見しました。当時の状況では、地方保護主義が非常に強い所ですから、それを考え、当社は現地の工商局に対し、80 万個の商標侵害ボトルを廃棄するように依頼しました工商局より上の行政機関の支持を得て、この廃棄処分が指示されました。何故包装だけで取締できるのかといいますと、当社の化粧瓶の下に、リュウセンという中国語の漢字が書かれております。廃棄処分の時に、執行部門からも異議がありました。つまり、「貴方の会社の化粧品名はリュウセンで、ガラスボトルにリュウセンという名前が付いていると考えてよいかという異議でした。この点について、我々は大変重視しました。最終的に廃棄処分は支持されたので、これを教訓として改善を致しました。それからは、瓶の下にはロクジン、リュウスン、カロウスイ、清涼水、という五つの漢字を刻むように改善しました。それから 21 類の商標登録を行いました。

3 番目は、台州市のガラス瓶工場が、リュウスン商標を侵害した案件です。杭州市のケースと近いですが、少しだけ違う点は、台州市の場合は、ボトルの底にはキュウジンと書いてありました。このキュウジンは数字の 9 ではなく永久のキュウです。このキュウは中国語の草書では、6 と同様ですから、侵害に当たるという事です。この案件も、大変順調に取り締まりができました。最近の事例です。山東省ソウソウ市のガラス製品工場のもので、ロクジン商標を侵害した案件です。我々は、このソウソウ市のガラス製品工場で、150 万個の商標侵害ボトルを発見しました。我々は、ガラスの瓶を中心に取り締まり活動を展開しております。我々はガラス瓶を重点として、市場調査をしているからです。その理由としましては、このロクジンという清涼水は夏季の商品ですから、毎年 3 月、4 月から生産が始まります。ですから当社の戦略としましては、毎年 3 月の時点で、以前に商標侵害の実績のあった工場に対し、重点的に監視監督を行います。このように毎年重点的な監督活動を行い、再発防止に努めております。

去年、河北省のニンキュウ市で同じように、リュウスンの商標を侵害した案件がありました。

以前は浙江省の義烏が、重点的な被害地域でしたが、現在は義烏ではなく、河北省のニンキュウ市が重点地域になっております。その案件に関しましては、取締り活動の一ヶ月前に、ニンキュウ市を訪れました。一ヶ月前の時点では、現地の公安局も工商局も一人もいなかったもので、何も処置をとる事はできませんでした。その後知った情報によると、事前に我々が訪問するという情報が相手に知られたので、公安局も工商局も扉を全て閉めたのです。その次に、我々は直接河北省技術監督局エンフォースメント部門に行きました。河北省 TSB の副局長は、大変当社を支持していただき、次の日も一緒に現場に向かいました。中国の行政執行ルールとしては、中央の方が、直接地方に行き取締りする事はあまり無いです。ですので中央の方は、現地の TSB の者に通知し、取締るよう申しつけました。結局現場に行った後、前回と同じように行政部門の扉が全て閉まっていた。同行した河北省 TSB の副局長が扉を開くよう命令しました。実際は、大きなプレッシャーがありました。その時周辺には、当時の農村の方がたくさんいたからです。現地の政府に、扉を開けるように命令しても、現地の政府から冷たくされた事を受け、彼は自分でお金払い梯子を買い、工場の中に入りました。10 時に現場に駆けつけ、午後 16 時に工場に入るまで、時間がかかりました。入った後に、商標の侵害品を多く発見できました。その後、取締りを行った後に、副局長が我々企業の者に対し、「先にお帰り下さい」とおっしゃいました。

次の日に我々は副局長に会い、彼から聞いた話によると、押収した後、現地の農民達が押収品を全て奪ったようです。その後この案件は、ニンキウ市の市政府までいき、専門的な案件処理グループを作りました。そして、2人の当事者が逮捕されました。結果として、悪い事からよい事に変えたという事、つまり現地の政府が、重視し始めたという事です。このような案件は多くありますが、時間の関係で省略させていただきます。

販売の事例に関し、いくつかご紹介したいと思います。当社の方針として、模倣品を販売する者が法人である場合は、必ず司法ルートで訴訟を提起します。南寧市のスーパーの案件は、2008年の案件です。これはその当時、南寧のスーパーで撮影した写真です。普通の消費者から見れば、これは本物と思われるでしょう。消費者を騙す手段として、非常に巧妙であると思います。この状況を知った後、我々は直ちに取締り活動を行いました。当社は、スーパーに関する取締りに大変興味があります。結果として、そのスーパーから3万元の賠償金を取得しました。それから、以後も同様の事態が発生しない事を保障していただきました。これは浙江省のルウチンという所のスーパーです。この浙江省のスーパーも、江西省の南寧市のスーパーとほぼ同じであると思います。前の清涼水は模倣品ですが、後ろの物は本物で、模倣品と本物を混合して販売しているというケースです。南寧とルウチンの2つのスーパーでは、かなり大きな案件となっております。リュウガン市の家楽福というスーパーには、規模は小さいですが14店舗ありましたので、全て取締りを行いました。これらのスーパーに対し、我々は全て訴訟を行いました。ルウチン市では、1.5万元の賠償を取得しました。リュウガン市の場合も同じように、1.5万元の賠償を取得しました。この写真は、先ほど紹介した河北省のニンキウ市の写真です。大量な商標と製品です。これは先ほど紹介しました、150万個のガラス瓶を押収した現場です。これは、江蘇省のタイコウ市のガラス瓶工場です。これはリュウガン市の、カーチャウロンフというスーパーの物です。これらの写真は、全て当社が市場で発見した当社の模倣品の写真です。特に音楽の楽と書いてルウスンという物は、広東語では発音が同じです。ルウとルウ、これはよく典型的な例として紹介されております。この左下の写真は、税関が取締りをした案件です。ブランドの中で、ベイレイというブランドがあります。このベイレイというブランドに対し、税関は複数回にわたり取締りをしました。しかしこれはベイレイではなく、「花蕾」と書いてあります。漢字は「花蕾」ですが、英文はベイレイとなっておりますので、当社の商標を侵害しました。六神ではなくこれは大神です。現在は模倣品の包装も、非常に巧妙化しており、普通の包装バッグを使い搬送されています。大きな箱の中に2つ、あるいは3つ、小さい箱が入っています。このトラックに積まれているのは、全て当社のリュウスン商標を侵害した製品で、トラック一台で、2500件の模倣品が運ばれています。模倣品の生産現場の状況は、汚く混乱し、大変状況が悪いという特徴があります。ですので、当社の知的財産権の保護問題は、やはり厳しい問題です。当社は常に、最新の動向を把握し、対応しております。我々は、原則的に自ら積極的に戦います。この自ら積極的に戦うという事はつまり、10人の偽物取締り担当者が、販売担当者と同じように、自ら調査するという事です。つまり月初めに、中国の他の地域へ行き、最終日に会社に戻る、その一ヶ月は全て中国の各地域を調査する仕事をしております。中国の農村、市だけではなく、村、チンまで調査を行います。ですので、知的財産権保護は、非常に長い過程であるといえます。また、当社に相応しい知的財産権戦略を作ることは、大変重要です。模倣品の取締りを成功させるには、忍耐力が必要であると思います。また我慢力、やり抜く精神、苦勞に耐える努力と、細かい対応が必要です。例えば、我々が訪れた一分後に、模倣品の業者が現れることもありますので、やはり最後まで堅持する事が重要だと思いま

す。トラック輸送の模倣品を押収する為に、輸送コースで、我々は二日間待ったこともあります。もう一つはコミュニケーションと、交流に力を入れること、挫折を恐れないことです。動向と分布特徴を把握し、ターゲットを絞り、行動することです。当社は強い商品を所持しておりますので、これらの影響を利用しなければいけないと思い、情報資源のネットワークを作り上げております。自社にとって最も相応しい、知的財産権保護のネットワークを形成させる、という事です。企業の知的財産権保護戦略は、結果として企業の発展の為に、サービスを提供しております。また企業のイノベーションに対し、サービスを提供しております。商標の登録、特許の出願などは、最終的には企業の更なる発展に対し、貢献しております。変化の激しい市場競争、それから秩序が混乱している市場に対応する為に、当社は模倣品取締りに対し、まだ最適ではないと言えますが、これからはベストの会社になるよう考えております。今後はこれを実現する為に、我々は日々力を入れ頑張っております。以上です。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。大変素晴らしいご講演だったと思います。まだ少し時間がございますので、質問を受け付けたいと思います。挙手の上、社名をおっしゃっていただいてからご質問下さい。

(陸 宇平)

まず杜先生の素晴らしいご講演ありがとうございました。TOTO から参りました。質問の内容は、御社が模倣品取締りに関し、自社で対応しているのか、あるいは外部の調査会社に依頼しているのか、これについてお答え下さい。

(杜氏)

先ほど私が紹介しました通り、当社はこれまで、専門的なコンサルティング会社に1社も依頼しておりません。全て自社会社の社員が取締を行っております。しかし当社は、外部の会社から資源、情報の提供を受けております。先ほど紹介した事例も、摘発の情報を受けた後、担当スタッフと調査会社と一緒に対応した事例です。

(陸 宇平)

二つ目の質問は、自ら積極的に戦うというお話ですが、情報提供者からの情報提供もあるとおっしゃいました。自らの調査と、情報提供者からの情報提供の割合についてお教え下さい。

(杜氏)

情報提供者からの情報提供は、主に重要な案件、大規模な案件です。案件の数から見れば、自社社員の件数が大半を占めておりますが、取締りを行った金額から見れば、80%~90%の金額は、情報提供者からの情報提供です。

(陸 宇平)

三番目の質問です。情報提供者に対しては、どのぐらいの奨励金を出しているのでしょうか。お教え下さい。

(杜氏)

当社は、情報提供者には奨励金を差し上げております。ただし一部の情報提供者の中には、

奨励金の為に情報提供ではなく、正義感の為に提供する方もいらっしゃいます。ですが、奨励金を与えるケースが多いという事です。当社の基準としては1件8元です。

(陸 宇平)

四番目の質問です。模倣品の担当スタッフは、危険な仕事をしておりますので、日常の中ではなんらかの人身保険など加入してますでしょうか。

(杜氏)

偽物取締弁公室に加入すれば直ちに傷害保険に入ります。

(陸 宇平)

保険の種類を教えてください。

(杜氏)

両方あります。生命保険と人身意外保険です。

(陸 宇平)

以上です。ありがとうございました。

(唐氏)

JUKI 中国の唐です。質問は、商標保護戦略の4番目、一部の地方の執行部門が経費不足になっている問題に対し、「当社は必要な取締費用を負担する以外に、当社に支払われる経済損失費用の50%を、案件の執行経費として関連の執行部門に提供しています」とのことです。50%の経済損失費用というのは、民事訴訟で得られた賠償費用のことでしょうか。詳しくお教えいただけますでしょうか。

(杜氏)

当社の取締り活動の最初の段階と、現在の段階、二つの段階に分けて話をさせていただきます。まず最初の段階ですが、こちらは義鳥ではかなり大きな効果がありました。以前は商標法、反不正競争法に従い、工商局は関連の処罰決定を下す事ができました。その時、執行部門の指示を得る為に、このような方針を作りました。ただしこれは個人に支払うのではなく、部門全体に支払います。当社は賄賂は一円も支払っておりません。

(唐氏)

今の質問の二点目ですが、さきほど南京のツォンバオウイ、という知的財産権代理会社の事例を紹介され、総代理というお話がありましたが、よく理解できなかったので、これについてもう少し説明いただけますでしょうか。

(杜氏)

司法手続きの場合は、証拠を収集した人、公証人、鑑定人、この3者が揃わなければなりません。この3者が、最初の証拠収集の段階で一緒に行動すれば簡単ですが、実際には簡単ではありません。最初の一回目は上手くいくようですが、もし同じような3人がまた出現した場合には、恐らく相手も警戒するので効果は薄くなります。私の見解としては、証拠を収集する者と公証人、これを一人にすればいい、ですから二人で十分という事です。

つまり、公証人が貰ったサンプルを、私達に鑑定を依頼すればよいという話です。ただし重点としては、やはり証拠収集は必ず合法的な手段で収集しなければならないという事です。他人に対し、詐欺的な手段を用いて証拠収集を行ってははいけません。

(唐氏)

という事は、総代理は、証拠収集だけに限り、民事訴訟は関わらないという事で宜しいですか。

(杜氏)

実際証拠収集の目的は、民事訴訟を提起することです。去年も事件があり、この会社と協力しました。民事訴訟で、裁判所が下した賠償費用は、全て調査会社が取得します。その代わり、最初の段階の証拠収集に関する費用は、その会社が負担します。またもし当社が、調査会社に情報を提供した場合、その時は裁判所の下した賠償費用はある程度の比率で、双方が分け合います。

(唐氏)

最後の質問です。調査会社に対して、自由自主の代理権限を与えていますか。

(杜氏)

通常の権限は与えておりますが、特殊な権限については規制を行っております。

○司会 時間に余裕がありませんので、最後に一点だけお受けします。

(史氏)

電装から来ました。先ほどの質問に続きまして、杜主任にお伺いします。現在は、司法ルートによる訴訟が、御社の知的財産権戦略の主流となっております。しかし行政部門に対する依頼は減っているとお聞きしましたが、その理由を是非お教え下さい。

(杜氏)

以前は権利人と権利侵害者の間で、行政部門の調停を受け、お互い自分達で賠償費用を決める事が出来ました。ですが現在、そのような規定は廃止されましたので、全て司法ルートで解決しなければなりません。なので司法ルートによる解決の案件の数が増えております。司法ルートを経由せず、もし双方とも自ら賠償費用を決めれば良いとなれば、双方ともプライベートで解決できると思います。双方が賠償協議書を締結する、現在当社も同じような状況があります。

(史氏)

ありがとうございました。

○司会 ではここで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。少し時間が押していますが、10分ほど休憩を取り53分から再開させていただきます。しばらくお待ち下さい。

【講演②】（16：40～18：10※質疑応答含む）

【テーマ】「吉利汽車の自動車部品の権利保護業務について」

【講師】浙江省吉利控股集团有限公司 模倣品取締・権利保護弁公室 主任
馮 志強氏

○司会 講演2本目を始めますので、お席にお戻りいただけますでしょうか。先に事務局から2点アナウンスがございます。先ほどご講演の中で、情報提供者に対する対価お支払いが、一件8元というお話でしたが、正確には押収された1段ボール、8元です。段ボールが多ければその分だけ、金額も上がるという事です。2点目は、明日の中国人スタッフ向け勉強会に参加いただける方につきましては、通常は私共 JETRO 上海センターが入っている国貿ビルですが、明日は道を挟んで、対面の世貿ビルの2階で勉強会を開催します。お間違えのないようお願い致します。

では講演の2本目です。吉利有限公司、模倣品取締・権利保護弁公室主任の馮様より、吉利汽車の自動品部品の権利保護業務についてご紹介いただきます。では馮様、お願いします。

（馮氏）

本日はJETRO/IPGからこのようなチャンスをいただき、また当社吉利汽車の自動車部品の権利保護業務について紹介する事ができ、さらに本日ご隣席の皆様と交流する事ができ、大変嬉しく思っております。こちらの写真の建物は、吉利汽車の本部です。まず吉利汽車の自動車部品の状況について、ご紹介したいと思います。自動車部品とは、通常は4S店で扱われる、ユーザーの為の自動車の補修部品の事を指します。自動車の主流メーカーは、4S店を通じまして、自動車の修理部品を、自社ユーザーに提供しております。私の講演は6つ部分がありますので、それぞれ簡単にご紹介したいと思います。

まず第一部分では、吉利ホールディンググループの概要について、ご紹介したいと思います。当社はボルボを買収し、また香港にも上場しております。当社は株式上昇企業ですので、情報公開にはある程度規定があります。本日はオフィシャルサイトに従って発表させていただきます。当グループは1986年に設立されました。97年から、乗用車の生産を開始しました。2010年10月までの統計によると、当グループの資産総額は、300億人民元を超え、連続8年間に渡り中国企業トップでした。また連続5年間に渡り、中国自動車産業トップ10社に名を入れた為、50年間に渡る中国自動車工業史において、発展の速度が最も速く、成長が最も芳しい企業の一社として選ばれた他、中国最初の革新型企業、国家商務部、国家発展科学委員会の認定する、最初の国家自動車完成車輸出企業などの名誉を所持しております。当グループは現在、30品種以上の完成車を持っております。製品は10から1.80、全シリーズ、エンジン及びそれに対応するマニュアル、オートマチック、ギア、装置をカバーしております。オーストラリアDSI自動変則汽車を買収した事により、当グループは、自動ギア装置のラインアップを、迅速に充実させる事が出来たので、製品の競争力の向上に対し、より一層のバックアップが保障されました。当グループの本部は杭州にありまして、1ページ目の建物は当社の本部です。当社は浙江省のリンカイ、

リンポウ、ルーチャオ、及び上海ランシュウ、湖南省のショウダン、山東省の済南など、全国各地に自動車完成車と、エンジン装置の製造基地を有し、年間40万台の完成車、40万台のエンジン、及び40万台のギアの生産能力を持っております。当グループは、中国国内に完備した、販売ネットワークを構築しました。ブブランド500箇所以上の4S店舗と、1000箇所以上のサービスステーションを持っております。数億元を投資し、吉利汽車研究院を立ち上げました。従いまして当グループは、現在比較的強い完成車、エンジン、ギア、及び自動車電子部品の開発能力を所有しております。また、当社の自主啓発という原則に従い、2010年中期までに、当社はすでに2300件以上の特許を所有し、吉利汽車ブランドは消費者から高く評価されております。吉利商標の持つ高い評判と、幅広い知名度によって、当社吉利商標はすでに、中国の馳名商標として認定されました。吉利汽車は、企業構造の改革を円満に成功させてから、大変強い姿勢で、国際化の道を歩み始めました。現在吉利汽車は、ボルボ自動車の、株式全額移譲について、関連手続きを進めております。これにより吉利汽車は、中国において初めての、多国籍自動車会社となっております。これは、中国が自動車の大国から、自動車の強国に転換する点におき、極めて重要な意義を持つ事であり、吉利汽車が新しい発展段階に入ることを象徴しています。当社の企業使命について紹介したいと思います。最も安全、最も環境に優しい、最も省エネの車を造る事によって、吉利汽車を全世界に普及しようという使命です。

第二番目の部分では、吉利汽車における知的財産権戦略と、保護業務について説明したいと思います。吉利汽車は、次の様な立体的な商標管理体系を構築しました。これは、中国の馳名商標と認定された当社のGDのロゴです。また英文の商標も、馳名商標となっております。当社はマルチブランド戦略を展開しております。我々はメインブランドの下に、3つのサブブランドを持っております。3つのサブブランドには、それぞれ市場における位置付けがあり、それぞれの製品開発を進めております。時間の関係で、権利保護の方に重点を入れたいと思いますので、ブランド戦略の説明は終了させていただきます。吉利汽車の商標保護戦略に重点をあて、展開したいと思います。まず当社の自動車部品の中には、必ずこの様な吉利のロゴを明確に刻んでおります。また、ロゴの取り扱い方法についても、当グループは明確な基準を作っております。吉利マークの大きさ、刻印の位置、色彩に対し、それぞれ厳しい基準があります。この様な厳しい基準があるので、当社の商標管理に対し、大変強い保障となっております。それから、全社員を科学技術革新に投入、吉利汽車の特許戦略を推進しています。当社は、幅広い科学研究活動と従業員、合理化アドバイス制度の展開により、全社員の科学技術革新を実現しております。管理理念と手段の現代化、情報化、及び規範化により、管理業務の革新を実現しております。全世界における幅広い協力体制と、全世界からの幅広い参入によって、ニューテクノロジー協力活動のwin-win体系の構築を図っております。当社の自動車部品には、必ず当社の特許があります。

一点訂正があります。さきほど第一ページ目、第一点のところ、吉利汽車は2300の特許を持っている、と紹介しました。訂正していただければと思います。ここは1600と書いてありますが、実際は2300以上の特許を所有しております。

それから吉利汽車のグッドウィル、商標権、特許権などの、知的財産権保護業務を推進する事は、知的財産権戦略を実現する重要な一部と思っております。また知的財産権保護体系の展開も、知的財産権業務を推進しております。知的財産権保護業務を展開する事によ

って、アフターサービス体系の充実を図る事が出来ました。また、関連の自動車部品の販売利益を確保した事により、ユーザーの人身安全を保護しています。また当グループのトップは、強い知的財産権意識を持っており、知的財産権業務の促進にとっても、積極的な意義を持っております。

三点目は、知的財産権戦略に基づく権利侵害行為への取締りです。吉利汽車は、自動車部品市場が混乱している局面に対し、知的財産権保護戦略をバックアップとして、さまざまな形式の権利侵害行為に対する取締りを強化する事により、権利保護業務を積極的に展開しております。次の三点は、当社の知的財産権保護業務推進の重点となっております。まず、吉利汽車の自動車部品の模倣品を製造する工場です。次に自動車部品市場で、模倣品を販売する販売店舗です。三つ目は、商店の名称、及び広告の中で、馳名商標である吉利汽車のロゴを違法に使用する販売店舗です。これは、当社の取締り活動により集めた、偽物を製造する企業のイメージと特徴です。左側は、模倣品を作る工場です。模倣品の工場は、工商登記をしていないので、表の看板もなく、工場の名前も書かれておりません。実際の保護活動の中で、一番困る問題であると思います。右の写真は、偽物の製造企業にある、非常に品質の悪い生産設備の写真です。これは、当社が市場に対する取締り活動において撮った写真です。偽物を販売する販売店舗のイメージです。我々の商標、サブブランド・メインブランド、全て勝手に使用されております。権利侵害品の販売店舗は、以下の法律法規に違反しています。まず、当社の登録商標、及び特許権の侵害にあたります。それから、中国の経済管理法規に違反しています。企業名称の侵害にもあたります。模倣品の特徴は、三つあります。価格が極めて安い・品質は極めて悪い・生産方法は極めて遅れている、という特徴があげられます。

四点目は、吉利汽車における、自動車部品の権利保護事例を紹介したいと思います。河北地域の自動車部品市場に対する偽物の取締り活動の写真です。これは、山東省の済南市にある、自動車部品市場の写真です。済南市の工商管理局の局長をチームリーダーとする取締り活動の写真です。自動車部品市場で、複数の模倣品販売店舗を取締りました。こちらも同じ市場で、当社の権利を侵害する広告、あるいは看板の撤去作業の写真です。このときの活動は、徹底的に行われました。我々は済南市の工商局の大きな支持を得て、そして自社スタッフが、積極的に取締り活動に参加し、吉利の模倣品を全て没収し、看板の撤去作業も徹底的に行いました。日本のHONDA社が、同様の取締り活動を展開していた事もありました。これは華南地域の模倣品の製造工場に対する、模倣品取締り活動の写真です。上の写真は、製造工場で作られた、模倣品の未完成品です。左下は、工場の従業員達が手作業で、自動車のランプを作っている写真です。右下の写真は、簡単な設備、非常に悪い設備を使っている写真です。これは、華南地区の偽物製造工場に対する取締り活動の写真です。こちらは江蘇省鎮江市、丹陽市TSBの協力を得た活動です。我々は、偽物を登録し名簿を作りました。TSBの担当者達は、当社の作った名簿に従い、侵害品を押収しました。これは南西地域の自動車部品市場における権利保護活動の展開の写真です。こちらは四川省の成都にある自動車部品市場での取締り活動の写真です。左上の写真は、当社の担当者が工商局の担当者と一緒に模倣品に対し、統計・登録の手続きを行っている写真です。この模倣品の数量は、非常に大きな数量でした。またこの取締り活動に対し、四川省のテレビ台は、新聞・ニュースで報道しました。これにより、取締り活動の影響が拡大され、模倣品販売業者に対して、大きな打撃を加えられました。写真は全て、押収した偽物の一部の写真です。また当社は、部品供給会社に共同での知財保護ネットワークの構築を提案し、実現してお

ります。当社の部品供給会社は、800社くらいあります。当社が部品を押収した後に、部品供給会社に対し、鑑定を依頼します。部品供給会社も、当社と共に今までの経験を十分活用して、偽物の取締活動に貢献しております。右下の写真の二人は、部品供給会社の担当者です。彼らが、押収した模倣品に対し、当社にアドバイスしている所です。

五点目は、吉利汽車の知的財産権戦略が直面した挑戦と、対応の方針についてお話したいと思います。まず、権利保護業務の展開中に遭遇した挑戦について紹介したいと思います。この挑戦は、中国にある自動車メーカーが直面する、共有問題だと思います。まず1点目は、模倣品の販売拠点がバラバラであるという事です。全国各地の重点都市以下の都市、中規模以上の都市では、必ず自動車部品市場が存在しております。自動車部品市場には、800社から1000社ほどあると思います。ですから全国範囲で、このようバラバラになっている自動車部品市場を取締ることは、非常に困難です。摘発した後、一時期は沈静化しても、再発する事もよくあります。それから地方政府の取締り活動が進まない、という事があります。まず執行権限の問題です。TSBは製造分野での取締りを行います。工商局は、流通分野での取締りを担当します。特許関連の取締りは、化学局あるいは知的財産権局が担当します。偽物取締りに関しては、政府の複数の部門が力を合わせる事はあまり無いです。それから会社の証拠収集に関する部分も、限界があります。自社スタッフによる証拠収集も、当社が依頼した弁護士の証拠収集も、やはり法律の規制があるので中々難しいです。模倣品を買い、公証し、それから対応するというような方法には、欠点があると思います。関係がある政府関連部門が多すぎる、という点も挙げられます。自動車部品の正規品と、偽物の価格差が違いすぎるといふ点も挙げられます。恐らくこれは日本企業にとって、最も重要な問題になっていると思います。模倣品の生産企業は、厳しい生産基準・要求はありません。ですから製造コスト、販売コストは非常に低いです。ですから自動車部品市場で、偽物の値段がとても安いのです。これが、模倣品が氾濫してしまう一要因であると思います。それから保険会社が規定を違反し、保険金の支払いとする事も原因の一つだと思います。本来保険会社は、4S店に対し、正規品の価格を問い合わせるべきです。しかし一部の保険会社は、模倣品の値段で計算していますので、賠償金額が少ないという現象が起こっております。このような保険会社の不公平な賠償行為が、流通流域における模倣品の氾濫の原因となっております。当社は、このような挑戦に対応し、自社で次のような考え方を作りました。ご参考になればと思います。まず、完備した知的財産権体系の構築です。それから、商標特許発展企画の整備です。使用商標については、事前に防御的な登録を行っております。必要な商標の貯蔵をしているという事です。特許に関しても、長期的な発展計画を持って考えています。新しい車種に使われる自動車部品については、技術的な評価の結果に従い、事前に特許を出願するなど対策をしております。二点目は、特許商標の取り扱いの規範化です。自動車部品の場合は、決まった場所、決まった位置、決まったパターンで商標を貼り付ける、あるいは永久的な刻印をする対策を打っています。商標使用の規範化は、我々の知的財産権の保護業務に対しても、便宜を図っております。三点目は、自動車部品の管理の緻密化です。自社の自動車部品の管理体系に対し、更に細かい管理を行っております。国家の法律法規基準の要求に従い、そのような部品管理の緻密化を徹底しております。例えば、単独の包装を使う事です。それから包装の中には、企業の名称、企業の住所を全て記載し、独立の商標標識と、CCCの標識を完備します。これについても、具体的な事例があります。ある自動車会社が、浙江省で、このような要求に違反した事例があります。同社の自動車部品は、主に4S店で消費者に提供され、個人向けには特に消費されておられません。ですから同社は、この部品に対する緻密な管理につ

いて、あまり気をつけなかったようです。結局包装の上に、製造メーカーの名前が記載されなかった事によって、現地の工商局に押収されたようです。科学的な管理制度の導入によって、管理の強化をはかるという事です。一元コード、二元コードを導入する事によって、模倣品を防止します。レーザー標識によって、偽物防止に力を入れます。このようなハイレベルの防止手段を導入する事により、偽物の製造者に、技術的な壁を作れます。また当社の知的財産権業務、特に取締活動時の真贋識別にも活用できると思っております。また技術手段を導入する事によって、商業秘密として戦略を推進しています。五点目は、権利侵害品の源を突き止める事です。自社製品の一元コード、二元コードを利活用する事により、物流を十分に把握しています。最後は、多様な法案の同時進行により、重点エリアにある自動車部品市場の取締りを強化しています。模倣品の製造元を突き止める事、それから模倣品販売の拠点を潰す事、訴訟という手段を十分に利用する事、このような手段の同時進行により、重点エリアにある模倣品の氾濫状況を、徹底的に改善します。経験によると、同じ市場、同じ地域に対し、長期かつ持続的な打撃を与えることで、初めてその地域の状況が改善されます。長期の持続的な取締活動は、侵害行為に対しては有効な手段となると思います。以上で私の講演は終了です。ご静聴ありがとうございました。何かご質問があれば、また交流致しましょう。

○司会 ありがとうございます。まだお時間がございますので、ご質問をお受けしたいと思っております。何かございますでしょうか。

(哈丽斯氏)

質問は二つあります。まず、吉利汽車の組織です。今馮主任の所属する部署は、権利維持弁公室という部門ですが、この権利維持弁公室の上層部門は何部門なのでしょう。例えば知的財産部、それからもし知的財産部に所属している者であれば、その上層部門は法務部でしょうか。吉利汽車における、知的財産権の組織構造について教えてください。二つ目は、先ほどハイレベルの技術を導入する事により、偽物の発生を止めるとのお話がありました、例えばレーザー標識、レーザー標識の場合はそれぞれの部品の包装に貼るのか、一部の部品だけに貼るのか、レーザー標識の使い方についても教えてください。

(馮氏)

当社は、以前は自ら権利保護活動を展開しておりました。その後は、当グループの副総裁が、権利保護活動を重視し、知的財産権維持グループを作りました、私がいる維持弁公室は、維持グループの下にあります。権利維持弁公室は、グループにより直轄されております。我々は、部品の購買・アフターサービス部品の管理部門、法務部門と一緒に、権利維持活動を展開しております。またグループの中には法律事務部がありまして、法律事務部の下に、知的財産権室が設置されております。この知的財産権室は、主に当グループの特許出願、使用の管理などを担当しております。恐らくこの様な構造は、当社が自動車メーカーであるという特徴に、適合していると思っております。当社の4S店と、サービスステーションは、全国で1000箇所くらいあり、全てと協力しながら活動を展開しなくてはならないので、私のいる権利維持弁公室は、グループの直轄の弁公室となっております。二つ目の質問に回答致します。全ての部品に対し、会社の商標のロゴ製造番号が必要となっております。全ての本体部品の上に、必ずバーコードを刻んでおります。このバーコードによって、生産状況が把握できます。また今後、本体部品にあるバーコードを、二元コードに変えるという企画があります、二元コードに変えてからは、もっと細かい情報を把握す

る事ができます。以上です。ありがとうございました。

○司会 その他、いらっしゃいますでしょうか。又場様。

(又場氏)

私は、エンジンに使用するベルトを製造しております。三ツ星ベルトの又場と申します。写真の中で、様々な取締りを行っておいでですが、こちらはほとんど吉利社の商標が付いたものを、取締まっておられるのでしょうか。

(馮氏)

もちろん我々は商標権と、特許権に従って活動を展開しておりますので、事前に必ず当社の商標と特許を出願しております。私達は、この商標と特許の権利人として、取締り活動を行っております。もし権利が明白でなければ、それは政府の管轄分野となります。

(又場氏)

という事は、吉利社の商標が掲げられている店自体を、取締る事も可能なのでしょうか。

(馮氏)

我々は権利人として、関連の政府部門に取締りを依頼する事ができます。ただし依頼の結果については、行政部門の決定次第です、例えば販売拠点の営業停止など、工商局の決定次第です。ですから私達ができる事はあくまでも、民事責任の部分であります。例えば費用の弁償、あるいは権利侵害品の撤去。営業停止の処分については、政府機関の決定次第となります。中国の法律法規に従うと、営業停止、あるいは営業の永久停止、などの処分は要求できます。ただし今困っている問題は、関連の行政部門はそこまで行ってくれません。つまり行政部門は、ある程度の処罰で止まってしまうという事が、一番困っている問題です。

(又場氏)

そうだと思います。写真で見せていただいたものは、汽配城の絵だと思います。こちらは全国各地にたくさんありまして、恐らく工商局に処置をまかせると、多分汽配城が、地元の経済の発展と深く結びついているので、中々倒せないのでは、という気が致します。工商局に訴えるのと、裁判に訴えるのとではどちらが多いのでしょうか。

(馮氏)

現在、当社としては工商局により、行政手段で解決する事がメインの方法となっております。理由としては、自動車部品市場の場合、小売店で売られている模倣品の金額は小さいので、今のところ司法基準には達していない、なので工商局をメインの解決手段としています。今のご質問は、中国の自動車企業が、直面している大きな難題であると思います。大衆汽車の場合は、30名くらいの専門の模倣品担当スタッフが、全国各地で取締りの仕事をしております。その他、HONDA、TOYOTA、アウディも、同じように全国各地の自動車部品市場で摘発しております。しかし偽物は、中々消えませんが、この問題は、正に今の自動車部品企業が一番大きく直面している問題だと思います。ですから是非、知的財産権の専門家と共に努力をし、この問題を解決する糸口を探したいと思います。

○司会 その他いらっしゃいますでしょうか。王様。

(王氏)

オムロンから参りました。大変素晴らしいご講演、ありがとうございます。
権利侵害の取締の中で、企業名称に対する取締活動を展開している、という写真を拝見させていただきました。

具体的に企業名称に関する権利保護活動の内容について、もう少し詳しく説明をお願いできますでしょうか。

吉利は、現在中国の馳名商標になっておりますが、例えばこの馳名商標が認定された後、色々な企業名称のトラブルで活用し解決していると思っておりますので、この点について詳しくお教え下さい。

(馮氏)

二つの事例を挙げ、説明したいと思えます。一つは、河北省のショウシュウ市です。ショウシュウ市の中に、サービスステーションがあります。この近くに、当社の名前を盗用したサービスステーションが現れました。それから山東省の済南市において、吉利自動車部品配送センターという名義の企業が、模倣品を販売しておりました。ここでは企業名称登記条例に従い、対応しております。まず我々は、シュウシュウ市でも済南市でも、当社が正規に権利を与えた、全てのサービスステーションを登記しております。ですから、同じ様な名前サービスステーションが現れると、必ず当社の企業名称を侵害することになります。法律によると、例えば吉利の場合は、吉利だけのサービスステーションが出来ると、同じ様なサービスステーションでは、吉利の名前を使ってはいけない、それは工商登記の時に、必ず審査されると思えます。当社の企業名称の場合は、主に工商登記の所で防いでおります。馳名商標という所までは使っておりません。当社は全国各地にサービスを展開しておりますので、各地において、吉利のサービスステーションという名前で工商登記をしております。そうすると、便乗の現象が防止されます。

○司会 最後に一点だけ質問をお受けしよと思うのですが、何かございますでしょうか。

(竹市氏)

TOYOTA 自動車の竹市です。お話をお伺いして、各社同じ様な悩みがあるのだなと思えました。そこで行政摘発について、2点ほどお聞かせ願います。一点目は、行政摘発に向けて侵害行為の情報をどのように収集されているかです。我々、日本の企業は調査会社を使う事が多いのですが、中国の会社では、どのような形で情報収集をされているのか。もう一つは、社内で大体どのぐらいの人数で、模倣対策体制をされているのか、この二つをお伺いします。

(馮氏)

当社の情報収集のルートは、多様です。中国全国に幅広く存在する、4S 店があります。全国にある 4S 店は、吉利汽車の緊密な協力パートナーです。偽物は、彼らの利益を侵害しております。模倣品の関係で、4S 店の利益が減っていますので、4S 店としても、自ら当社に協力したいという意向があります。二点目は、中国全土に 800 社ある、部品供給会社です。部品供給会社にとっても、模倣品は權益を侵害しております。ですので我々は、この 800 社の会社と一緒に侵害品取締情報を共有しております。三点目は、中国全土に

300人弱のサービス代表がおり、そのサービス代表者が、各地で市場の情報を収集しています。四点目は、各地には情報提供者がおります。情報提供者には、ある程度の奨励金を出しています。そうすると、彼ら達も意欲的に関連の情報を提供してくれます。それから、ユーザーが偽物を買った後に、自分から情報提供をするという事もあります。もちろんこれは、製造分野に関する情報の収集ルートであり、販売については、全国の自動車部品市場で、必ず我々の模倣品が販売されておりますので、調査せずともすぐご理解いただけたと思います。調査会社との業務提携につきましては、当社は段階的に展開しております。つまり全てを依頼するわけではなく、一部だけを依頼しています。調査会社のターゲットと、当社のターゲットが全ては合致しないからです。調査人数に関しましては、昔は自分達で展開しておりましたが、今は一元化、我々の弁法室で担当しております。現在は外で調査するスタッフを入れて、40名の規模です。この40名とは、先ほど紹介した権利保護グループが、直接使える人の人数で、更にこの40名のスタッフに協力を与える者もいますが、そこまでは把握できてしておりません。ですから当社は40名を核心部隊とし、他の人を入れ、かなり大規模な業務を担当しております。

(竹市氏)

もう一つだけお願いします。摘発の点はよく理解できました。有難うございました。先ほどの紹介の中で、模倣品の品質が悪いという話がありました。我々も同じ様な認識をしております。そのためIPGの自動車・自動車部品ワーキングでは、お客様に対し模倣品を買うと危ないと、告知活動を行っておりますが、中国メーカー、特に吉利社も含めてなのですが、その様な活動はされてらっしゃるのでしょうか。ユーザーに対し、模倣品を買っては危険ですと、ユーザーの教育活動を、説明活動をされていらっしゃるのでしょうか。

(馮氏)

我々もそのような教育活動に力を入れております。写真で示した通り、模倣品の工場では、合格品は作れないと認識しております。例えばこの工場で作られたランプの場合は、やはり暗いので、技術基準に達していないと思います。我々もこのように写真を活用し、電視台など一般公衆が知ることができるチャンネルを利用し、偽物自動車部品の危険性を宣伝しております。またアフターサービスの時も、本物と模倣品を消費者に見せ、本物はいいい、偽物は危ないといった比較宣伝活動も行っております。例えば電信装置、ランプは、やはり乗用車に乗っている運転手と、乗客の安全に関わりますので、当社も積極的に、そのような活動に取り組み、消費者に対し正規品を買うように、教育活動を展開しております。以上です。有難うございました。

(竹市氏)

是非とも、中国の自動品メーカーが、お客様を上手く導いていただければと思います。

(馮氏)

一緒に努力し頑張りましょう。

○司会 ここで質問を締切らせていただきます。最後に、長らく上海IPGの自動車・自動車部品ワーキンググループのグループ長をお勤めいただきました、HONDA中国の加藤様から、ご帰任のご挨拶をいただきたいと思ひます。加藤様、よろしくお祈りします。

(加藤氏)

少し時間が過ぎている中、私事でお時間をいただきまして、申し訳ございません。今月末で、日本に帰国する事になりました。2006年の8月に北京に赴任し、今月末まで4年と4ヶ月、中国で主に模倣品対策を中心に活動を展開してきました。その活動の中で、この上海 IPG もほとんど毎回参加させていただきました。皆様方から色々と情報をいただいたり、今回のように他会社様の講演によって情報提供をいただいたり、本当に有意義だったと思います。埼玉県朝霞市に、弊社の二輪車研究所があります。その中にも模倣対策、中国、他の地域も含めた模倣対策のグループがありますので、皆様方とはまたお付き合いできる機会があるかと思っておりますので、また今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。最後に皆様方の中国でのご活躍、健康にご留意されましてご活躍をいただきたいこと、それから上海 IPG 益々のご発展を記念致しまして、私の挨拶とさせていただきます。有難うございました。

○司会 加藤様、有難うございました。それでは、第49回上海 IPG 会合を終了させていただきます。懇親会に出席される方は、いつも通りエレベーターの裏側の部屋になりますので、ご移動いただければと思います。有難うございました。